（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表給与法の項及び規則九―八〇（扶養手当）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表給与法の項及び規則九―八〇（扶養手当）の項に掲げるものを除く。）の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八九―七

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

第二十条の命令の文書	俸給の更正の命令の文書	（略）	（略）	（略）
規則九―八〇（扶養手当）	第三条第一項の扶養親族届	扶養親族届	届出に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	廃棄
	第四条第三項の事実等を証明する書類	扶養の事実等を証明する書類		
	第四条第二項の扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三～二十　（略）				
備考				
一～五　（略）				

第五項又は第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の申立ての文書	俸給の更正の命令の文書	（略）	（略）	（略）
規則九―八〇（扶養手当）	第四条第二項の扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	廃棄
	第四条第三項の事実等を証明する書類	扶養の事実等を証明する書類	届出に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三～二十　（略）				
備考				
一～五　（略）				